

ふくしま創生総合戦略等策定支援業務委託 公募型企画プロポーザル  
質問・回答

No.	質問	回答
1	業務の一部について再委託・再々委託は可能か	業務の全部を一括して再委託することは禁止しますが、業務の一部を再委託する場合にはあらかじめ委託者の承諾を得ていれば可能です。なお、再々委託の可否については別途委託者と協議の上で決定することとなります。
2	首都圏在住若年層のアンケート調査について、対象者データは県より提供を受けるのか、受託者が準備するのか	アンケート調査の対象者データについて、県から提供しませんので、受託者において準備してください。
3	アンケート調査の対面調査(個人・企業)のサンプル数はそれぞれどの程度を想定しているのか	対面調査のサンプル数については、アンケート調査結果を補足する上で必要な数を検討し、想定件数も含めて企画提案をしてください。
4	企画提案書のページ数に制限はあるのか	企画提案書のページ数に制限は設けておりません。
5	「3(1)」について、参加の条件に記載がありませんが、参加者が2社以上のコンソーシアムを組む体制でも提案可能と考えてよいでしょうか。また、コンソーシアムが可能な場合、別紙1の3・5・6は参加する会社すべての書類が必要という認識でよろしいでしょうか。	1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能ですが、全事業者がふくしま創生総合戦略等策定支援業務委託公募型企画プロポーザル実施要領3の資格要件をすべて満たしている必要があります。また、県は代表者のみと委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約(福島県との関係においては再委託に該当)により業務を行うこととなり、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとします。なお、複数事業者による共同提案による参加の場合、提出書類の3・5・6については参加する会社すべての書類が必要となります。
6	「3(1)」について、参加の条件に記載がありませんが、別会社に再委託・再々委託することを前提にする体制でも提案可能と考えてよいでしょうか。	業務の全部を一括して再委託することは禁止しますが、業務の一部を再委託する場合にはあらかじめ委託者の承諾を得ていれば可能です。なお、再々委託の可否については別途委託者と協議の上で決定することとなります。
7	・「3(1)コ」について、事業の実施の可否はいつ頃判明するのでしょうか。	令和6年2月福島県議会において令和6年3月19日に予算案が議決されれば、事業の実施が決定します。
8	・「8(2)②ウ」について、審査会への出席は2名以内とされていますが、1提案者2名と1社あたり2名(共同提案が可能な場合に各社2名)のどちらの意味合いでしょうか。	1つの企画提案に対して2名以内の出席です。
9	「別紙1 1(1)」について、企画提案書の頁数、縦横も自由という理解でよいでしょうか。	企画提案書の頁数、縦横について、制限は設けておりません。
10	・「別紙1 6」について、法人登記簿の写しとは現在事項証明書の写しでよいでしょうか。	「履歴事項全部証明書」もしくは「現在事項証明書」の写しを提出してください。

ふくしま創生総合戦略等策定支援業務委託 公募型企画プロポーザル  
 質問・回答

No.	質問	回答
11	・「別紙1 提出部数」について、各10部となっておりますが、3・5・6の書類も10部必要でしょうか。	提出書類一覧に記載されている1～6の書類を各10部提出してください。
12	・「別紙1 提出部数」について、正本と副本の違いは何でしょうか。	書類に押印する場合、押印したものを正本とし、コピーされた書類が副本となります。なお、委託者として押印を求めている書類がないため、正本と副本が同じものとなる場合があります。
13	「4(1)」について、調査報告書を作成することが業務となっておりますが、人口ビジョン自体を作成する必要はないという理解でよいでしょうか。	人口ビジョンの作成に当たっては仕様書4(1)の業務が非常に重要であり、不可欠な要素となります。したがって、受託者は委託者が調査報告書に基づき人口ビジョンを作成する際にも当然関わってもらうことになると考えております。また、仕様書4(2)にあるとおり、総合戦略及び人口ビジョンをまとめた冊子を製作し、成果品として納入していただきます。なお、統計データに基づく調査報告書は図表(グラフ)及びその根拠データ一式と併せて令和6年10月31日を納期と考えております。
14	・「5(2)」について、成果品はすべて委託者に帰属することになっていますが、統計データとして公表されているものやそのデータを活用した分析方法の企業独自の知見等まで委託者に帰属すると本業務の提案自体ができなくなります。本件については選定された場合にご相談させていただくということでしょうか。	成果品については原則、委託者に帰属することとなりますが、その範囲や成果品の取扱については、委託者と受託者で別途協議します。
15	・「7(5)」について、ここでいう情報とは未公表の情報であって公表された情報は対象外と考えてよいでしょうか。	対外的に公表されている情報については対象外です。
16	戦略策定に係る各種会議に係る議事録の作成について、各種会議(庁内会議、有識者会議)の開催スケジュールを教えてください。 戦略の内容が確定する時期は、すべての各種会議が終了した後になりますでしょうか。 確定する時期についても教えてください。	議事録作成の対象となる会議のスケジュールは5月、8月(2回)、12月、2月の計5回を想定していますが、開催時期は前後する場合があります。 また、戦略の内容が確定する時期については、3月を予定しております。